超一流の雑談力

安田 正 著
文響社

世界一の投資家が学生に伝えた「人生の財産」

「私、人見知りなんです」という方はとても多いです。最近では「人見知りなので……」と、枕詞のように使われているケースもよく見られます
ですが「人見知り」というのは特殊な症状でも何でもありません。
世の中のほとんどの人は、「もともと人見知り」なのです。
では人見知りとそうでない人の差は何かと言うと、「場数」や「経験」の問題になってきます。さまざまな人に会う中で耐性がついていき、徐々に、あるいは何かをきっかけとして劇的に改善されていくものなのです。
数年前、テレビ番組で「世界一の投資家」ウォーレン・バフェット氏が母校でこんな質問を受けていました。
「社会人1年生が早くビジネスの世界で経営陣に加わるにはどうすれば良いですか？」
バフェット氏は学生の質問に、こう答えます。
「一つ知っておいてもらいたいのですが、才能を持った人はどこにいても非常に目立つものです。それは、たとえばIQが200あるから、といった理由ではありません。その人のふるまいが、そう感じさせるのです。話し方は、人生において重要な財産となります。苦手な人は少し時間がかかるかもしれませんが、訓練して、人前で楽な気分で話せるようにするといいでしょう。人前で話すのが恥ずかしいというのは、大きな弱点になります。話し方は、大事な技術です」

> 三流は、人の話をまったく聞かない
> 二流は、聞いたふりだけうまい
> 一流は、相手が気持ちよくなる聞き方をする

このように言っていましたが、本当にコミュニケーションというのは一度身につければ人生を左右する貴重な財産になります。
かく言う私自身、かつては人見知りで、知らない場所や人は大の苦手でした。
だからこそ思うのは「自分が人見知りである」と強く認識している人の方が、よりコミュニケーション能力を高める素質を持っているということです。
自分のことを「人見知りだ」と思っている人は、コミュニケーションに高い理想を持っている人です。「自分のコミュニケーション能力はまだまだ」と感じてしまうから、人見知りだと思わずにいられないのです。
このコンプレックスこそ、人を伸ばすとても大きな力になります。
コンプレックスを解消しようと努力を重ねていくことで、だんだんと実力や実績がついていきます。
ですから、「人見知りだから」と壁を作るのではなく、「人見知りだからこそ」、これを解消するためのアクションに打って出てほしいと思います。

＊標題著書より抜粋転載

幸福相続相談センター『なごの相談所』でのお話 Vol.9

今月は「遺産分割協議のやり直し」

（相談者）あなた…先生、こんちゃ～。ちょっと教えてよ。
（支配人）なごの…何でしょうか？
あなた…2年前に死んだ友達の奥さんがさ、当時の遺産分割やり直せねえかって言い出したんだよ。
なごの…遺産分割をやり直す？また、何かトラブルでも？
あなた…トラブルって言うかさぁ、長男は父親が生きているときは母親、つまり奥さんも大事にしてたらしいんだけど、最近、てんで顔も見せなくなったって言うんだよ。
なごの…「顔見世」がないから遺産分割やり直してすか？歌舞伎役者でも無いのにたいへんですね。
あなた…何、言ってんだよ。孫の顔が見たいのさ。
なごの…なるほどね！それは失礼しました。
あなた…て、やり直しってできるもの？
なごの…民法での話ではOKです。しかし税金がちょっと心配ですね。
あなた…相続税は当時、納税したんだけど影響あるの？
なごの…一旦、皆さんが合意した「正当な遺産分割協議」をやり直して違う内容にするのは税務署では「贈与」と判断します。
あなた…「贈与」？ なんで？
なごの…みなさんが合意して実印まで押した分割内容です。法的に無効な分割内容などでなければ相続財産を相続人の間で「贈与」で、やり直したと考えるようです。
あなた…税金がまたかかるの？ へぇ～。お国はいろいろと考えるねぇ。
なごの…「正当な遺産分割協議」のとおりに分けられていないとか、変更したのでは誰に課税負担させればいいのか分かんなくなってしまいますからね。
また、お金を動かして土地の変更などがあった場合は譲渡所得と判断されることもありますから気をつける必要があります。
あなた…正当な遺産分割か～。迂闊に実印なんか押すなって感じだな。
なごの…それだけ実印には重みがあるということですね。
あなた…やり直しは税金かかるから簡単にはするなって、奥さんに言っとくよ。
なごの…お孫さんと遊べる時間を作ってあげてください、と長男の方にお伝えすれば、即、解決ですね。

＊この会話は、あくまでも相談現場の会話の再現です。「あなた」＝相談者、「なごの」＝相談所スタッフ。法律用語を分かりやすい言葉に換え、細かな説明は省略させていただいてます。また、実際の法律の適用においては当相談所、専門家、または各役所へご相談ください。

なごの相談所
名古屋市西区那古野1-13-1
電話 052-565-1501
FAX. 052-565-1502
E-mail.plus-a@mediacat.ne.jp
なんでもお答えします
支配人 山口徹

ドラッカー 時代を超える言葉　上田惇生 著

なぜ知識労働者の活躍期間は長いのか

引用文献『プロフェッショナルの条件』

「働く者、特に知識労働者の平均寿命と労働寿命が急速に伸びる一方、雇用主たる組織の平均寿命が短くなった。今後、グローバル化と競争激化、急激なイノベーションと技術変化の波の中にあって、組織が繁栄を続けられる期間はさらに短くなっていく。これからは、ますます多くの人たち、特に知識労働者が、雇用主たる組織よりも長生きすることを覚悟しなければならない」

会社のほうとしても、寄りかかりの社員ばかりでは困る。今では想像もできないことになったが、かつては働く者のほとんどが肉体労働者だった。当然、定年の頃には疲れていた。退職後も、それほど長く働き回れるわけではなかった。これに対して会社のほうは盤石だった。
ところが今では、働く者の過半が身体ではなく頭を使う知識労働者である。しかも、組織にとって、唯一の意味ある競争力要因が知識労働の生産性である。それを左右する者が知識労働者である。会社を引っ張り、定年が伸びてもそれ以上に元気なままの人たちである。
むしろ会社の方が、競争に負け、あるいは競争に勝っても産業構造の変化に置いてけぼりを食らう。あるいは欲に目のくらんだトップが会社をつぶし、あるいは同じく目のくらんだ外国の投資機関のとばっちりを受けて会社が潰れる。
知識労働者が主役になったということは、彼らが、自らの組織に繁栄をもたらすべき存在であることにとどまらず、組織の寿命さえ越えて活躍していくべき存在になったということである。したがって、在職中はもちろん、退職後の第二の人生のためにも、新しいキャリア、新しいアイデンティティ、新しい環境を用意しておかなければならない。

「すべてが初めての挑戦である。むずかしいことではない。だが知識労働の生産性こそ、一人ひとりの人間、一つひとつの組織が成功を続ける上で不可欠のものである。これからの数十年にわたって、知識労働者として活躍する人としない人、知識経済において繁栄する組織としない組織の差は歴然となる」

ドラッカーとは現代社会最高の哲人である。書いたものは必ず読まれた。本ならばベストセラーになり、新聞雑誌ならばその日の話題になった。講演は会場に入りきれなかった。テレビ番組は再放送が繰り返された。世の中の動きがわかり、見方がわかった。このドラッカーが2005年11月になくなった。だが、ますます読まれている。ドラッカーの後にドラッカーを継ぐ者はいない。しかし、ドラッカー本人がいる。同時にドラッカーとはマネジメントを発明したマネジメントの父である。世界中の企業がドラッカーに教わっている。社員全員が読んでいる組織もあれば、コンサルティングをしてもらっていた組織もある。卓越した仕事をしている組織では、多くの人がドラッカリアンである。ドラッカーファンをドラッカリアンと呼ぶ。黙って学んでいるところもあれば、誇らしげに学んでいる人たちもいる。
＊標題著者の「はじめに」から

技能実習生の「働き方」取材

中学生が取材！

中学校の社会科の中で、「働く・労働」をテーマの課題。数あるホームページの中から弊社の「外国人技能実習生」に注目。電話で取材を申し入れし、「外国人が日本で働く」実態について熱心にヒアリング。

共同通信社から取材

外国人技能実習生を愛知県内で多く受け入れている弊社に、共同通信社から鈴木拓郎記者が取材に来た。現在およびこれからの日本の労働人口の不足が予測される中、この制度への期待と重要性が増しているのに対し、制度への対応不備や改善すべき課題も多いことなどの認識を共有できた。

遺言書があるのに『困った！』その三

司法書士・行政書士 林 清忠事務所
林 清忠

こんにちは。司法書士の林清忠です。今回も、遺言書があるのに「困った！」と題してお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。
公正証書遺言を作成した場合、不動産登記や金融機関の名義変更手続は、通常は何も問題なく出来る場合が多いかと思います。しかし、公証役場は、基本的には、こちらが提示した資料と提案した内容に基づき公正証書遺言を作成します。ですので、こちらもある程度気を付けておかないといけないこともあります。せっかく、公正証書遺言があるのに「困った！」とならないためにも、事前に専門家にご相談いただければと思います。

注意すべき事例を挙げてみますと

①遺言書で指定されている財産以外は、遺産分割協議の対象になりますので・・・

通常は、「・・・を除く、遺言者の有する財産全部は・・・」とします。これについては、こちらから何も言わなくても、公証役場から助言されることが多いと思います。もちろん、意図的にある特定の財産のみを対象にした遺言書の作成でも可能です。

②遺言者よりも先に相続人が死亡した場合は、相続できなくなりその財産は、遺産分割協議の対象になりますので・・・

通常は、「遺言者よりも前に長男○○○○が死亡したときには、遺言者は、前条記載の財産を遺言者の孫△△△△（長男○○○○の長男）に代襲相続させる。」という具合に予備的に記載します。

上記以外にも、専門家に相談すると、各具体的事例に応じて注意すべきところのご指摘があると思いますので、「公正証書遺言」を作成する場合にも、まずは、ご相談いただければと思います。